普及主義の下での国際倒産の様相

- 各国手続の調整とプロトコルの活用 -

弁護士 中島健仁 弁護士 児玉実史

平成 13 年 3 月 社団法人 国際商事仲裁協会

	\ / \
_	//

弗	1 即	はしめに・日本倒産法における普及王義	
			1
第	2 節	国際並行倒産における協力と調整	2
	1.問	題状況	2
	2.新	法の規定する国際並行倒産時の処理	2
	3 . プ	ロトコルの活用	3
	・マ	クスウェル事件	4
	・ア	メリカとカナダの間のプロトコル	4
	・ナ	カシュ事件	5
	・分	析	5
第	3 節	承認・援助手続における協力と調整	6
	・承認	・援助開始の実体的要件	6
	・国際	並行倒産との競合の処理	6
	・援助	の内容	7
	(a)個別	別の訴訟・強制執行・担保実行の禁止	7
	(b)日z	本国内財産の処分・国外持ち出しの許可	
			7
	(c)管 ^理	里命令	7
	(d)保 1	全管理命令	8
	・承認	!・援助手続におけるプロトコルの活用	
			8
お	わりに		8

資料1

アメリカン・エコ株式会社及びその 100%子会社の うち数社に関する国際倒産プロトコル(抄訳) 10

資料 2 比較表 14

普及主義の下での国際倒産の様相 - 各国手続の調整とプロトコルの活用 -

第1節 はじめに - 日本倒産法における普及主 義

長らく立法措置が待たれていた国際倒産の分野で、 「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」(以下 「外国倒産承認援助法」という)及び「民事再生法等の一部を改正する法律」(以下「再生法等改正法」という。また、外国倒産承認援助法と再生法等改正法をあわせて、以下「新法」という)が成立し、平成 12年(2000年)11月29日公布された。

新法の意義は多岐にわたるが、その一つは、属地主義の放棄・普及主義の採用である。すなわち、従来、日本の倒産法においては、日本で開始された倒産手続の効力は債務者の日本国内の資産にのみ及ぶとする属地主義が採用されていたが、平成12年(2000年)4月に施行された民事再生法及び今回公布された再生法等改正法により、日本で開始した破産、民事再生、会社更生の効力は在外資産にも及ぶという普及主義に踏み出すこととなった。

普及主義により、国内で一つの倒産手続を申し立てれば、少なくとも国内債権者が債務者の在外資産によって抜け駆け的な回収(任意であれ強制執行であれ)を行なうとか、債務者が在外資産を費消・隠匿するなどの行為を国内法の効力としては禁止できることになる。これは、現在の国際化した経済活動に対応して、債権者に平等・公正な配当を行なうために、もはや必須のことであり、日本も遅まきながら普及主義を採用したことは大きな前進である。

しかし、普及主義には問題もある。国際的活動を 行なう企業等が倒産した場合、各国倒産法の普及主義 が無制限に適用されると、各国の倒産法がそれぞれ債 務者の世界中の財産すべてに競合して適用され、法律 関係が錯綜して大きな混乱が生じる可能性もある。こ のような事態を防ぐのに最も単純な解決は、統一法の 採用、すなわち同じ債務者には世界で一つの倒産手続だけが進行するという方法 であるが、この解決方法は、少なくとも現状では実現 が困難である。なぜなら、債権者・債務者の地位ある いは扱われ方は、各国の倒産制度ごとに大きく異なる いば扱われ方は、各国の倒産制度ごとに大きくれた以 外の法制が用意した取扱いを排除することになり、一 国の主権の一部放棄という問題にもなるからである。

そこで新法における日本の普及主義のあり方を見ると、従来の属地主義の規定が削除され、日本の手続は債務者の在外資産にも及ぶこととなった。他方、新法は、外国倒産手続の効力は日本国内の資産には及ば

ないとしている(破産法3条1項、民事再生法4条1 項、会社更生法4条1項)。つまり、日本の手続の効 力は外国に「普及」するが、外国で倒産手続が開始し たということ自体では、外国で開始した倒産手続の効 力が自動的に日本国内にも「普及」するわけではない のである。外国倒産手続がすでに存在する場合でも、 日本国内での倒産手続の開始は、日本国内法による倒 産手続の申立てをし、日本と外国で同じ債務者に対す る倒産手続を同時に進行させる(いわゆる国際並行倒 産)か、あるいは、新法で導入された承認・援助手続 を用い、外国倒産手続を日本で承認し、承認された外 国倒産手続の促進のため、日本の裁判所が一定の援助 を与えるか、いずれかの手法によらなけらばならない、 というのが新法の立場である。その上で新法は、国際 並行倒産と外国手続の承認援助の双方につき、外国手 続と国内手続を調和的に進めるため、種々の方策を導 入した。しかしながら、このいずれを採った場合でも、 外国法上は外国手続の効力が日本国内の財産に及ぶ のに対し、日本法上は外国手続の効力が国際並行倒産 や承認援助に関する日本法の認めた枠内でしか及ば ない、という根本的な矛盾ないし限界は残っているの

本稿では、国際倒産が生じた場合の外国の手続と日本の手続をいかに調和的に進めるかという観点から、 国際並行倒産と承認・援助手続のそれぞれにつき、新 法が規定する各国倒産手続の調整方法、及び新法では 明示的な規定が行われなかった部分の調整方法の双 方につき、検討を加えることとする。

第2節 国際並行倒産における協力と調整

1. 問題状況

同一債務者に対して同時に複数の国で倒産手続が開始する国際並行倒産の場合、理論的にし、ぶの国の異なる法制度が、正面から問題が、正面からしている。とはいえ、国際が生生のの事態が生物の事情がであったでは、初の日本では、が自じない。例えば、初の日本では、が中であったマルコー事件では、が全世では、であるとは、アメリカー11(日本の会社の代表者としてチャプター11(日本の経続の明をも主導したして、そのままして、そのままして、そのままに、のような、複数の国の制度にであるから、複数の国の制度の対立・矛盾が深刻な形で表面化することは事業と

ない。同じことは、例えば、外国で開始された倒産手続の管財人が日本で民事再生手続に入る場合にも当てはまる。

しかし、ある国の管財人が他国で申し立てた手 続であっても、申立を行なった管財人と利害関係 のない者が当該他国の管財人となる場合、あるい は、ある国では債務者主導で申立が行なわれ、他 の国では債権者により申立が行なわれるような場 合は、このようないわば自律的な調整は期待しに くい。実際、外国では、イギリスに本社のある多 国籍企業が債務者主導の再建を狙ってアメリカで チャプター11 を申し立てたところ、イギリスの債 権者(銀行)がイギリスにおいてイギリス倒産法 に基づく管理命令の発令を得たマクスウェル事件、 イスラエルにおけるある法人の破産事件の管財人 が、イスラエルにおいて、アメリカ在住の世界的 ビジネスマンを被告にして金銭支払を命ずる判決 を得て、このビジネスマン(債務者)の世界中の 財産に対する強制執行に着手したところ、債務者 がアメリカでチャプター11を申し立てて強制執行 の阻止を図ったというナカシュ事件など、複数国 の各管財人の利害が鋭く対立するケースも存在す る。このようなケースでは、債権者への平等な弁 済(及び、多くの場合には債務者の更生)を効率 よくかつ全世界的に実現する、という倒産法の究 極の目的をいかに実現するかという問題に直面す ることになるのである。

2. 新法の規定する国際並行倒産時の処理

このような問題状況に対応するための手当であるが、まず、新法(民事再生法については、以下に述べるほとんどについて、制定時から同様の手当が既に行なわれている)の規定を概観してみたい。

議論の出発点となるのは、そもそも国際並行倒 産の発生するケースがどの程度ありうるかという 問題であるが、新法では、比較的容易に国際並行 倒産が発生する余地を認めている。すなわち、破 産法及び民事再生法では、債務者が個人であれば 日本国内に営業所、住所、居所または財産がある とき、法人等であれば日本国内に営業所、事務所、 財産があるとき(破産法 104 条の 2、民事再生法 4 条の2) 会社更生法では会社が日本国内に営業所 を有するとき(会社更生法5条の2)に、日本での 手続開始を認める。つまり、本店や主要な活動拠 点が日本国内にあるかどうかは問わず、日本国内 にさして大規模でない営業所があるだけのような 場合にも、日本での手続開始が生じうるのである。 このように容易に国際並行倒産が生じることを前 提とすると、各国の手続を調整する必要は相当に

¹ 阿部昭吾ほか「国際並行倒産の実務」(NBL556-569号)

大きい。そのために、新法は、次のような方策を 用意している。

まず、外国管財人自身が、日本での倒産手続開 始の申立をなしうることが、(当該外国法で外国 管財人にそのような権限が認められている限り、) 明文で認められた(破産法 357 条の 3、民事再生 法 198 条、会社更生法 289 条の 4)。前述のマルコ -事件の際には、このような規定は存在しなかっ たが、債務者の設立準拠法国でもありかつ本店所 在地国でもある日本において、保全管理命令によ って社長以下の取締役の権限が保全管理人に集中 していたため、アメリカにおいても、保全管理人 が債務者(の代表者)であるとして、アメリカ手 続の申立適格が認められた。新法においては、こ のような場合に限らず、広く外国管財人一般(そ の外国には債務者の一支店、単一の財産しかない 可能性もある)に日本での倒産手続の申立適格が 認められたため、外国手続に連動して日本手続が 開始する可能性が広げられたことになる。

次に、新法では、一般的規定として、日本の管 財人と外国管財人が相互に必要な協力及び情報の 提供を行なうべきことも定められた(破産法 357 条の 2、民事再生法 196 条、会社更生法 289 条の 2)

さらに、より具体的な規定として、次のものが 置かれた。

- () 外国管財人、日本の管財人それぞれが、自 国での届出債権者であって他国での債権届 出をしていない者を代理して、他国の手続 に債権届等の参加をすること(クロス・フ ァイリング)ができること(破産法 357 条 の 4、民事再生法 199 条、会社更生法 289 条の5)
- () 外国管財人が日本の手続の債権者集会に 出席し、意見を陳述できること(破産法 357 条の3・3項、民事再生法 198条 2項、会社 更生法 289条の4・2項)
- () 外国管財人が民事再生における再生計画、 会社更生における更生計画の提出権を持つ こと(民事再生法 198 条 3 項、会社更生法 289 条の 4・3 項)
- () 全世界的な平等弁済を実現するため、外国で配当その他の弁済を受けた債権者に対しては、他の同順位の債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、国内手続において弁済を受けることができないこと(いわゆるホッチ・ポット・ルール、破産法 265 条の 2、民事再生法 89 条、会社更生法 118 条の 2、124 条の 3)

なお、以上については、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)が 1997 年に採択した国際倒産

モデル法²(以下「モデル法」という)においても ほぼ同様の規定が置かれているので、近い将来、 相当数の諸外国においても、日本の新法と同様の 規定が整備されることが予想される。

以上の諸規定により、外国手続と日本手続が、 その開始、進行から配当にいたるまで、相互の連 絡と関与によってなるべく一体的に進められるた めの枠組が整備されたといえ、この点は国際並行 倒産を協調的に進める上で、大きな前進である。 しかしながら、以上の諸規定のみによって各国手 続の調整が完全につけられるわけではない。特に、 管財人間の相互の協力・情報の提供という規定は 抽象的であり、個別の事件で、事件の特性、特殊 の問題点に応じて、より具体的な取り決めが必要 となってくるであろう。例えば、外国倒産法上は 当該法律が日本にある財産にも適用されるにもか かわらず、日本法上は外国倒産法が日本にある財 産に当然には適用されないという状況下では、外 国法から見れば外国法上の権限が制約されるわけ であり、かかる制約の具体的範囲について、すべ て問題が起ってからの個別的解決に委ねるのでは なく、手続の初期段階において、ある程度網羅的 に書面で確認しておくことが必要なケースもあろ う。また、例えば、倒産手続が複数国間にまたが る場合、倒産実体法の準拠法はどうなるのかとい う問題も、新法は全く触れていない。よって、配 当財源となる財団の範囲、債権者間の優劣(誰が どの範囲で担保権付債権者として認められるか、 等) 否認、相殺、取戻権がどの国の法律によって 規律されるべきか、などという、重要であるが悩 ましい問題が発生すれば、裁判所間・管財人間で 妥当な解決が図られなければならない。

海外の倒産実務においては、このような問題に 対処するため、プロトコルという書面の締結がな される例が、次第に増加してきている。この手法 は、今後の日本の実務においても示唆に富むもの であるので、以下、プロトコルの実状につき、少 しく紹介・説明を行ないたい。

3.プロトコルの活用

プロトコル(protocol)というのは、国際並行倒産における各国手続の協力・調整関係を規定した約定書であり、一般には、関係国の裁判所の許可を得て管財人間で交わされるものである。

² UNCITRAL 国際倒産モデル法については、山本和彦「UNCITRAL 国際倒産モデル法の解説」

⁽NBL628-639号) UNCITRAL 国際倒産モデル法と新法の比較については、新法の要綱段階での論述であるが、山本和彦「新たな国際倒産法制」(NBL698-704号)参照。

・マクスウェル事件

プロトコルの歴史は古くなく、国際倒産にお いて初めてプロトコルが締結されたのは、1991 年に開始した、前述のマクスウェル事件である と言われている。マクスウェル事件においては、 債務者が、自らが「占有を継続する債務者」 (debtor in possession, DIP)として経営を継続 できるアメリカのチャプター11 を申し立てたの に対し、イギリスの債権者が、第三者(通例は 公認会計士)の管理下での債務の弁済を志向す るイギリス法上の管理命令を申し立て、それぞ れの手続がアメリカとイギリスで係属すること になった。この事件では、経営陣の続投か退陣 かという問題と、マクスウェルの子会社・関連 会社の運営あるいは処理方針を誰が決めるかと いう問題が、直ちに発生した。そこでアメリカ では、裁判所が債務者(DIP)から独立した検査役 (examiner)を選任し、イギリス倒産法上債務者 の管理権を与えられた管理人(administrator)と の間で協議を重ね、要旨以下の通りのプロトコ ルを締結した。

- (a) 債務者については、
 - () 管理人(及びその指示によって行動する 債務者)が債務者の借財や担保提供をし ようとするときは、管理人と債務者がア メリカの破産裁判所の事前許可を得るよ う誠実に努める。
 - () 管理人がアメリカ裁判所に債務者の更生計画を提出するときは、アメリカの破産裁判所の事前の同意を得るよう努めた上、検査役の事前同意を得る。
- (b) 債務者の主要子会社 (主にアメリカに本拠がある) については、
 - () イギリスの管理人の管理義務違反が生じない限度で、経営陣を続投させる。
 - () 管理人が倒産手続をとる場合、借財や担保提供をする場合、通常業務の範囲を超えて株式その他の資産を売却する場合には、検査役の事前同意とアメリカ破産裁判所の許可を得るよう誠実に努める。
 - () 管理人が主要子会社の経営者の任免を 図る場合、主要子会社に重大な悪影響を 及ぼす行為を行なう場合等には、検査役 の事前同意を得るよう誠実に努め、検査 役の同意が得られない場合には、アメリ 力破産裁判所の許可を得る。
 - () 管理人は自由に主要子会社の財務状況 の調査をすることができ、その場合事後 的に検査役に詳細を報告する。
 - () 検査役と管理人は、アメリカとイギリス の債務弁済計画が実質的に同等となるよ う十分な情報交換、協議を行なう。

- (c) 主要子会社以外の子会社、関連会社(以下、「その他子会社」という)については、
 - () 管理人がその他子会社の株式の一定額 以上をグループ外に売却する場合、その 他子会社が一定額以上の借財、担保提供 を行なう場合等には、検査役の事前同意 とアメリカ破産裁判所の許可を得るよう 誠実に努める。
 - () それ以外の管理人の行為については、検 査役の事前同意を得るよう努めた上アメ リカ破産裁判所の許可を得るべき行為、 管理人が検査役への事前通知もなく行な ってよい行為を類型化し、列挙する。

・アメリカとカナダの間のプロトコル

その後、プロトコルは、アメリカとカナダの 国際並行倒産事件において数多く作られるよう になった。これらプロトコルは、アメリカとカ ナダの裁判所自身も当事者となり、おおむね次 のような条項を備えている。

- () 目的規定:両国裁判所の独立性を確認した 上、両国手続を調和させ、効率的に手続を 進めることを確認する。
- () アメリカとカナダの裁判所は、独立性は維持しつつ、礼譲と国際協調の理念に立って、相互の情報交換を行なうほか、必要に応じて電話会議、テレビ会議システムを使った両国裁判所の合同のヒアリング(口頭弁論)を開催し、相互の判断を可能な限り尊重する。事件の審理・決定を他国の裁判所に委ねる可能性も認める。
- () 両国の強制執行その他の手続の中止の効果を、両国裁判所が相互に承認する。
- () 債務者、債権者その他の利害関係人は、各 国の管轄規定で認められた範囲で、アメリ カの裁判所にもカナダの裁判所にも許可・ 異議等の申立権を有する。

このようなプロトコルに基づき、アメリカとカナダの間では、アメリカ所在の財産の処分はアメリカ裁判所が、カナダ所在の財産の処分はカナダの裁判所が許可をするといういわば管轄配分を行なったり、アメリカとカナダにある複数の資産の一括処分について合同ヒアリング(許可を求める弁論)を行なったりという協力が行なわれている。参考のため、アメリカ・カナダ間のプロトコルの一例の抄訳を、末尾に資料1として添付するので、参照されたい。

しかし、このように取り組みが進んでいるアメリカ・カナダ間でも、プロトコルの締結により、協力によって常にすべての事項が解決するわけではない。例えば、ある証券が、アメリカ

法のもとでは株式同様債務者への出資をあらわすものと扱われ、カナダ法のもとでは債権として扱われる場合に、その証券の保持者を債権者と扱うかどうか、という問題では、アメリカとカナダの裁判所の判断が分かれたと報告されている3。

・ナカシュ事件

プロトコルは、英米法系の国の間だけで結ば れているわけではない。先にも簡単に紹介した ナカシュ事件4では、大陸法系の法制をとるイス ラエルと英米法系のアメリカとの間でプロトコ ルが締結された。ナカシュ事件においては、前 述の通り、イスラエルのある会社の管財人が債 務者(個人)に対する金銭給付判決を得て、債 務者の世界中の財産に強制執行を開始したとこ ろ、債務者がアメリカのチャプター11を申し立 てた。ところがイスラエル管財人は、チャプタ -11 申立直後、イスラエル裁判所の命令を得て、 イスラエルにおいて債務者に対する債権者破産 を申し立てた。そこで債務者は、イスラエル管 財人の破産申立てはアメリカ倒産法が認める個 別手続の自動停止効に違反すると主張し、アメ リカ裁判所に訴訟を提起する事態となった。こ の、アメリカとイスラエルの主権が正面衝突す る事態を打開するため、アメリカの検査役とイ スラエルの管財人が、両国の裁判所の許可を得 て、プロトコルを締結した。ナカシュ事件のプ ロトコルの要旨は、次の通りである。

- () アメリカとイスラエルの裁判所は、両裁判 所が独立の存在であり、独自の管轄権・裁 判権を有することを前提に、相互の誠実な 協調に努力する。
- () アメリカ国内で債務者の財産に対する調査、強制執行等を行なう場合は、まずアメリカ裁判所の許可を求め、イスラエルの裁判所は可能な限りアメリカ裁判所の管轄権を尊重する。
- () イスラエル国内で債務者の財産に対する 調査、強制執行等を行なう場合は、まずイ スラエル裁判所の許可を求め、アメリカの 裁判所は可能な限りイスラエル裁判所の管 轄権を尊重する。

³ E. Bruce Leonard, "The Developing Use of Protocols in Major Cross-border Filings", ABI Journal, October, 1999.

- () アメリカ・イスラエル以外の場所で債務者の財産に対する調査、強制執行等を行なう場合は、両国裁判所の許可を求め、両国裁判所は、協議の上、可能な限り矛盾した判断を出さないよう努力する。
- () 債務者の財産調査は、これに既に着手しているイスラエルの管財人が続行し、アメリカの裁判所はかかる調査活動を許可する。ただし、具体的な活動にあたっては、上記の裁判所の許可のほか、イスラエルの管財人はアメリカの検査役に対し、事前の通知・説明を行なう。イスラエルの裁判所はアメリカの検査役のかかる活動を許可する。
- () イスラエルの管財人が調査の一環として 強制執行を行なった場合、執行を受けた財 産は、世界中の全債権者のために用いられる。
- () アメリカの検査役はイスラエルの裁判所 に、またイスラエルの管財人はアメリカの 裁判所に、それぞれ申立権、出頭権を認め られる。

・分析

以上、外国におけるプロトコルの活用例を概 観したが、これらは、いずれも、複数の国の裁 判所固有の権限を侵さないよう配慮しつつ、国 際協調の観点から、問題が生じたときにどのよ うな手続で誰の同意、許可を求めるべきか、と いう解決ルールについて、比較的包括的な取り 決めをしているということがわかる。これ以外 にも、現実の国際並行倒産手続の進行中には、 例えば倒産実体法の準拠法をどうするか、など さまざまな個別問題が生じうるのであるが、そ のような問題は、それが特に倒産手続の初期に おいて焦眉の問題点となっていない限り、プロ トコルの中で取り上げられることはない。これ らは、問題の生じた時点でプロトコルで定める 解決ルールを用いて解決されることが予定され ているのである。このように、プロトコルは、 一つの倒産事件についての完全なマニュアルを 提供するものではないが、これは、現実に問題 が起ってみないと妥当な解決方法は発見しづら いという司法制度の在り方、また、現実に大問 題となっておらず、将来大問題となるかどうか もわからないことについて、先に抽象的な議論 をして時間と費用を使うのは無駄であるという 実務感覚からすれば、いわば当然の限界と言え よう。しかも、前述した倒産実体法の準拠法に ついては、倒産財団の範囲から、否認権、取戻 権、相殺権の範囲に至るまで、さまざまな見解

⁴ Ronald J. Silverman, "Principles and Practice of Cross-border Insolvency Cooperation Protocols", presented at American Bankruptcy Institite Symposium on Canadian/American Insolvency Law, dated May 15, 1997.

はあるが未だ定説を見ない難問であり5、具体的事件において主張立証を尽くした上での裁判所の判断がない限り、容易に決着がつく問題係はあるにしても、利害関係や国家主権の対立・錯綜が生じやすい国際並行倒産手続において、プロトコルを締結することで問題解決ルールの大枠について合意し、各国手続の矛盾・衝突を可及的に避けるため、大きな意義のあることである。

第3節 承認・援助手続における協力と調整

国際並行倒産が増加するにつれ、前節で述べたような、国際並行倒産を協調的に進める努力がなされる一方、ある国で開始した倒産手続の効力を、他の国で一定程度承認する枠組を作ろうという努力も進められた。この努力は、前述の通り、UNCITRAL 国際倒産モデル法という形で結実し、このモデル法の採択を受けて、日本においても外国倒産承認援助法が制定されるに至った。本節では、以下、外国倒産承認援助法のもとでの各国手続の調整の在り方を検討していく。なお、本節においては、外国倒産承認援助法を、単に「法」といい、また、法律名を付さない条文の引用は、すべて外国倒産承認援助法の条文である。

・承認・援助開始の実体的要件

外国倒産手続の承認の申立てがあった場合、法は、幅広く承認の道を開いている。すなわち、・で述べる手続の競合、あるいは外国管財人の違法・不当行為、手続の不遵守がない限りは、日本の裁判所は、外国倒産手続の承認が公序良俗に反する場合、承認申立が不当・不誠実なものである場合、及び援助の必要がない場合を除いて、承認の決定を行なう(21条)。

・国際並行倒産との競合の処理

外国倒産手続の承認と同時に、日本国内で日本 倒産法上の申立(これにより国際並行倒産が生じ ることになる)が行なわれている場合は、外国倒 産の承認がなされるケースはやや限定される。す なわち、外国倒産手続の承認が国際並行倒産手続 に優先するのは、57条1項に定める以下の3要件 をすべて満たす場合に限られる。

⁵ 国際倒産における準拠法に関する最近の議論状況は、例 えば神前禎ほか「国際倒産法の再検討」(NBL650-666 号) 参照。 第一の要件は、承認を求めている外国倒産手続が、外国主手続であることである。外国主手続とは、営利会社の場合で言えば、その主たる営業所の所在地で申し立てられた手続をいう(2条1項2号)。つまり、会社の小さな一支店の所在地で申し立てられたような手続(これを外国従手続という)は、国際並行倒産を生じる日本手続の申立に優先することはない。

第二の要件は、外国倒産手続の承認・援助が、 債権者の一般の利益に適合すると認められること である。これは、国内倒産手続を進めるよりも、 外国倒産手続を進めた方が、債務の弁済率や弁済 期間が債権者全体にとって有利になることを意味 する。例えば、国内倒産手続では会社の破産や解 体の上での廉価な営業譲により低い配当しか期 待できないが、外国倒産手続では会社を再建して 継続企業価値を高め、相対的に高額の配当がなさ れる可能性が高い、というような場合がこれにあ たる。

第三の要件は、外国倒産手続の承認・援助により、日本国内の債権者の利益が不当に害されるおそれのないことである。例えば、日本の手続にあれば債権者として扱われるが、外国手続では出るような場合、その他、日本の手続を踏んでいれば日本の債権と認められるはずのであろう優先的弁済のでは優先権を認められず、低い弁済率に甘んじなければならなくなるような場合は、承認が拒否されることになる。

以上の3要件が満たされれば、外国倒産手承認 援助手続が、国際並行倒産(日本法に基づく倒産) 手続に優先する。すなわち、外国倒産手続が日本 裁判所の承認援助の日本国内で国際並行倒産手続 が先行している場合であれば、日本法に基づく倒 産手続は中止され、外国倒産の承認申立後に基 立行倒産手続が申し立てられた場合であれば、外 国倒産手続が承認され、国際並行倒産となるの 倒産手続は棄却される。逆に、以上の3要件が 満たされなければ、国際並行倒産を生じる日本の 倒産手続が優先する。すなわち、外国倒産の承認 援助申立は棄却または中止されることとなるので ある。

このように、法が、国内倒産手続の申立がある場合に外国手続の承認を限定しているのは、自国手続をある程度優先させようという主権の主張という側面もあるのであろうが、実際上も、国際倒産で安易に外国手続に一本化すると、日本国内の債権者が結果的に大きな不利益を被るケースも想定できるからである。

ただし、債務者が外国手続の承認を求めている にもかかわらず、債権者の利益のために国内手続

6

を申し立てようとすると、債権者申立をならざるをえないことに注意を要する。また、外国管財人の立場から見た場合も、国内手続に対して外国管財人が完全なコントロールを確保するために日本で民事再生手続を申し立てるケースなどもあろう。なお、管財人、債権者の観点からみた国際並行倒産と外国倒産手続の承認の主な異同につき、末尾に資料2として一覧表を添付したので参照いただきたい。

・援助の内容

法の認める援助の内容には、概要、以下に述べるようなものがある。

(a)個別の訴訟・強制執行・担保実行の禁止

裁判所は、必要があると認めるときは、債務者の日本国内の財産に関する訴訟や行政手続、日本国内の財産に対する個別の強制執行、仮差押え、仮処分の中止命令または事前の包括的な強制執行の禁止命令、さらに日本国内の業務及び財産に関する処分、弁済の禁止命令を発することができる(25・26・28条)。また、担保権の実行については、裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ担保権者に不当な損害を及ぼす恐れがないと認めるときは、その中止命令を発することができる(27条)。

以上の命令は、承認決定の前後を問わず発令が可能である。なお、後述の承認管財人が選任された場合は、債務者を当事者とする債務者の日本国内にある財産に関する訴訟は、当然に中断する(36条2項)。

UNCITRAL 国際倒産モデル法 20 条は、承認によって個別の訴訟・執行等が自動的に中止され、また、債務者の財産の処分も自動的に禁止されると規定している。法が上記の手続等の中止・禁止命令を裁判所の裁量にかからしめたことは、モデル法との最大の相違点である。今後、外国倒産手続の承認の申立人が、法とモデル法の整合性の観点から裁判所に対して上記中止・禁止命令の早期の発動を強く求め、裁判所もなるべくこれに応じる努力をしなければならないケースが出てくることも予想される。

なお、法は、仲裁手続が中止命令の対象になりうるかにつき、明示的な規定を置いていない。この点、モデル法 20 条は、「個別手続の中止」という表現を取っており、モデル法採択に向けた議論の過程では、仲裁手続も中止の対象となる「手続」の一種であるとの見解が多数であったようである(前掲注2参照)。

しかし、法は、「訴訟手続」「行政庁に係属し ているものの手続」という限定的な表現を取 っており、日本の民事訴訟法等が訴訟と仲裁 手続を峻別していることからすると、新法の もとで仲裁手続の中止命令を出しうるとは解 しにくい。この点も、モデル法との整合性の 点からは問題であるし、実際に国際倒産にお いては、仲裁手続を中止する必要性が高い案 件も少なからず存在するであろうことからす ると、将来この点が議論の的となる場面が出 てくることが予想される。実務的には、裁判 所の中止命令がなくとも、外国で倒産手続が 開始したこと、あるいはその外国手続が日本 で承認されたことを理由に仲裁手続の延期の 申し出があった場合、仲裁人あるいは仲裁機 関はこれを拒みにくいであろうと思われる。

(b)日本国内財産の処分・国外持ち出しの許可

裁判所は、前述の中止命令・禁止命令等の 援助が行なわれている場合など、一定の場合 には、債務者が日本国内の財産の処分・国外 持ち出しをするには、日本の裁判所の許可を 要する旨定めることができる。この場合、処 分・持ち出しの許可は、日本国内の債権者の 利益が不当に侵害される恐れがないと認めら れる場合に限って行われる(31条)。後述の承 認管財人または保全管理人が選任されている 場合は、これらの者が日本国内財産の処分・ 国外持ち出しを行うには裁判所の許可が必要 である旨の規定が別途置かれている(35条・ 55条)。これらは、外国管財人らが自由に日本 国内の財産を処分・国外持ち出しをすること により、日本国内の債権者が不利益を被るこ とを防止するための規定である。

(c)管理命令

裁判所はまた、債務者の日本国内の業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずることができる(32条)。

承認管財人は、債務者の日本国内における 業務の遂行ならびに財産の管理及び処分をす る権限を専属的に有する者である(34条)。これを逆から言えば、管理命令(または後述の 保全管理命令)がない段階では、外国の財産について及んで いないのであり(第1節参照)、外国管財人が日本国内の業務執行権、財産の外 当然には日本国内の業務執行権、財産の外 を持つわけではない。とはいえ、見理 を持つわけではない。とはいえ、見て も債務者の代理・代表権を有する場合、 も債務者の設立準拠法国かつ主たる営業所の所 在国で倒産手続が開始し、当該外国法によっ て外国管財人が債務者の業務遂行権、財産の 管理処分権を認められたような場合には、外 国管財人は、管理命令なくしても、債務者自 身として日本国内の業務の遂行・財産の管理 処分にあたることが許されると解する。外国 管財人がこのように管理命令なくして日本国 内の業務遂行・財産の管理処分を行なうこと ができるかどうか疑義がある場合(外国従手 続の場合など)は、外国管財人は、これらの 行為を行なう必要があれば、管理命令を申立 て、自らを承認管財人に選任するよう求める べきである。ただし、承認管財人には、外国 管財人またはその推薦者がそのまま選任され るという保証はない。承認管財人は日本の裁 判所の監督下に置かれ、承認された外国倒産 手続の日本での進行において日本の債権者が 不当に害されることがないよう配慮すること が必要になるため、外国管財人またはその推 薦を受けた者がかかる配慮に欠けると考えら れる場合、裁判所は、外国管財人を牽制する 立場の者を承認管財人に選任し、外国管財人 と承認管財人の利害が対立するという場面も 想定しうる。

このほか、承認管財人は、日本国内にある 債務者の財産についての原告・被告適格(36 条1項)、日本国内の業務・財産の調査権(41 条)、債務者宛郵便の管理権(43条)などを有 する。他方、承認管財人は、日本の裁判所の 監督を受け(38条)、裁判所への報告義務を負 う(46条)。

(d)保全管理命令

裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があるときは、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をする債ができる(51条1項)。保全管理人は、債務者の管理及び処分をする権利を専属的に付与される(53条1項)。ただし、保全管理人は、債務者の常務に属さない行為をするには、裁判所の監督を受け、裁判所への報告義務を負うことは、承認管財人と同様である(55条による38条、46条の準用)。

保全管理命令が利用されるのは、債務者が 日本国内で保有する財産が急速に腐食・減価 する類のもので、承認申立直後からこれを債 務者に委ねずして処分する必要性が高い場合 であるとか、債務者が外国管財人の意に反し て日本国内の財産を消費・隠匿する可能性が 高い場合などであろうと考えられる%。

・承認・援助手続におけるプロトコルの活用

以上概観してきたように、法は、外国倒産手続に さまざまな援助を与えることにより、同一債務者に 対する一体的倒産処理が円滑に進むよう図っている。 しかしながら、裏を返せば、外国の倒産手続が普及 主義を採用していても、日本国内の業務及び財産に ついては、外国倒産手続の効果が日本法によって援 助が与えられる範囲内でしか及ばないということで あるから、外国管財人は、たとえ日本で承認・援助 がなされても、当該外国法の下で認められている権 限を日本国内ですべて行使できるわけではない。こ の相克は、日本の(承認国側の)裁判所の許可・命 令のあり方によってある程度解決が図られる場合も あろうし、外国管財人がそのまま承認管財人となる ケース等では、いわば自律的に調整が図られる可能 性が高い。また、モデル法に準じた立法が各国で進 んでいけば、所詮一国が掲げる普及主義は他国にお いては国際並行倒産や承認援助による協力の限度で 認められるに過ぎないという、いわば内在的制約を 抱えた普及主義という解釈が、将来的には有力にな っていくかもしれない。そうなれば、上記の問題は 実は相克ではなく、モデル法にしたがった立法をし た以上当然のことであり、この点に関してプロトコ ルなどで調整する必要すらないことになる。しかし、 少なくとも上記のような解釈が一般化するまでの間 は、特に外国管財人を牽制するための承認管財人が 置かれるような場合には、外国管財人が外国法上の 権限を日本で制約されることが、抜き差しならない 相克として捉えられる場合も出てくるであろう。そ のような場合には、可能な限り効率的・公平な倒産 処理が図られるよう、外国と日本の裁判所の関与の 下、外国管財人と承認管財人の間でプロトコルによ る事前調整を図る道も探られねばならない。

おわりに

外国倒産手続の承認という制度の立法化が各国で進めば、倒産法利用の公平さを含む利便性が増していく。同時に、倒産はますます戦略化し、債務者からすれば、いかに自分に有利な国で倒産手続を申立て、いかに早くその手続を関係各国で承認させるかという観点からの事前準備をする例も多くなるであろう。他方、債権者は、外国倒産手続が承認された場合と、自

⁶ 第1節で前述の通り、外国倒産手続の効果は当然には日本国内にある財産については及ばないことから、外国倒産手続の承認申立がなされただけでは、債務者は少なくとも日本国内の財産の管理・処分権を有していると主張して外国管財人と対立する可能性がある。

国の手続を進める場合の、いずれが債権者にとって有利か、自国の手続の方が有利であれば、自国の手続を開始することにより外国倒産の承認を防げるか、防げるとすれば、自国の手続を開始するために債権者申立てを行なうべきか、という判断を短期間で行なわねばならないケースも出てこよう。国際倒産という分野は、これまで、担当する法律実務家の創意と工夫により発展して来た。今後も、こうした検討の中から倒産法を巡る議論が深められ、現在未解決の諸問題につき、立法上、解釈上の解決がなされていくことを期待したい。

(お願い)

この論文を引用される際には、出典を初出である「普及主義の下での国際倒産の様相 各国手続の調整とプロトコルの活用」としてください。

資料1

アメリカン・エコ株式会社及びその 100%子会社のうち数社に関する国際倒産プロトコル(抄訳)

この国際倒産プロトコル (「プロトコル」) は、倒産手続(後に定義される)におけるすべての利害関係人の 行動を律するものとする。

A.背景

- 1.アメリカン・エコ株式会社(「アメリカン・エコ」)は、オンタリオ州法のもとで合同された会社である。
- 2. アメリカン・エコグループは、アメリカン・エコのカナダ及びアメリカにおける約 29 の直接・間接の子会 社からなる。
- 3.アメリカン・エコ及びそのアメリカ子会社の数社(あわせて「アメリカ債務者」)は、アメリカ倒産法 11章 (「倒産法」)による再建手続(あわせて「アメリカ手続」をデラウェア地区連邦破産裁判所(「アメリカ裁判所」)において開始した。アメリカ債務者はおのおのの資産の占有を継続し、倒産法 1107 及び 1108 条による占有を継続する債務者として、事業の運営・経営を行なっている。連邦管財官は、いまだアメリカ手続において無担保債権者の公式の委員会(委員会)の任命を行なっていない。
- 4.アメリカン・エコ及びそのカナダ子会社の数社(あわせて「カナダ債務者」)は、カナダ会社債権者整理法 (「CCAA」)の規定に基づく申立てをオンタリオ州上級司法裁判所 (「カナダ裁判所」)に行なって倒産手続を(あわせて「カナダ手続」)を開始した。カナダ債務者は、カナダ裁判所に次のような命令(「CCAA 命令」を求めた。(a) カナダ債務者は CCAA が適用される会社である(b) プライスウォーターハウスクーパースがカナダ債務者の監督員(「監督員」)に任命され、CCAA と CCAA 命令に規定された権利、権限、義務、責任制限を認められた。
- 5.これにより、アメリカン・エコはカナダ手続とアメリカ手続双方の当事者となっている。便宜、(a) アメリカ債務者とカナダ債務者をあわせて債務者と呼び、(b) アメリカ手続とカナダ手続をあわせて「倒産手続」と呼び、また(c) アメリカ裁判所とカナダ裁判所をあわせて「裁判所」という。

B.目的

- 6.アメリカン・エコについてアメリカとカナダで二つの手続が係属している間、基本的な手続の書面化が、 倒産手続に関する一定の活動を調整し、当事者の権利を保護し、裁判所の独立の管轄権及び礼譲の維持を確 実にするために必要である。したがって、このプロトコルが、アメリカ手続及びカナダ手続の相互に望まし い以下の目標・目的を促進するために作成された。
 - ・アメリカ裁判所とカナダ裁判所の倒産手続に関する活動を調和・調整すること。
 - ・倒産手続の秩序ある効率的な管理を促進し、とりわけ、倒産手続の最大の効率化を図り、関連費用を削減 し、努力の重複を避けること。
 - ・アメリカ及びカナダの裁判所、その他の裁判所や法廷の独立性・尊厳を尊重すること。
 - ・裁判所、債務者、委員会、財団代表者(以下に定義される)、その他の債権者や倒産手続における利害関係人の間の国際協力と礼譲の尊重を促進すること。 所在を問わず、あらゆる債権者と利害関係人の利益のため、倒産手続の公正で、開かれた、効率的な管理を容易にすること。
 - ・倒産手続の国際性に起因する基本的な管理上の論点について一般的原則の枠組を作ること。

C.裁判所の礼譲と独立

7.このプロトコルの承認と実行は、アメリカ裁判所及びカナダ裁判所のそれぞれアメリカ手続、カナダ手続で問題となる事項に関する独立の管轄権を損なうものではない。このプロトコルの承認と実行により、アメリカ裁判所、カナダ裁判所、債務者あるいはいかなる債権者、利害関係人も、アメリカまたはカナダの主権

の侵害を承認したり、これに関与したとみなされることはない。

- 8.アメリカ裁判所はアメリカ手続の遂行や弁論に関し、単独の排他的管轄権を有する。カナダ裁判所はカナダ手続の遂行や弁論に関し、単独の排他的管轄権を有する。
- 9.上記第7項及び第8項において確立された礼譲と独立の原則に従い、ここに規定されることが、以下のように解釈されることはない。
 - ・アメリカ裁判所、カナダ裁判所あるいはその他アメリカ・カナダのいかなる裁判所や法廷の独立、主権または管轄権(これらの裁判所または法廷が法律の認めるところにより一方的審尋または簡易の通知による適切な救済措置を与える権能を含む)を増加、減少その他変更すること。
 - ・債務者、委員会または財団代表者に対し、法律上課された義務の違反となるような行為・不作為を求める こと。
 - ・倒産法または CCAA のもとで裁判所の一方または双方による適切な告知と聴聞の上の個別の許可が必要な 行為を許可すること。
 - ・アメリカ・カナダその他いかなる法域で適用のある法律の下で認められる債権者・利害関係人の重要な権利(裁判所の決定に対する上訴権を含む)の行使を排除すること。
- 10.債務者、委員会、財団代表者及びそれぞれの従業員、構成員、代理人および専門家は、倒産法、CCAA、CCAA 命令その他的酔うある法律によって各自に課された独立の、他人に委嘱し得ない義務を尊重し、これに従わなければならない。

D.協力

- 11. 倒産手続の効率的な管理を支援するため、債務者、委員会及び財団代表者は、(a) アメリカ裁判所及びカナダ裁判所の双方で行われる行動に関し、相互に協力し、(b) 債務者の財団や利害関係人の利益のため、アメリカ手続とカナダ手続の管理を調整するため、あらゆる適切な措置を取らなければならない。
- 12. 倒産手続の管理を調和・調整するため、アメリカ裁判所及びカナダ裁判所は、それぞれ、適切かつ容易な限り、他の裁判所の判断につき協調し、またこれに敬意を表しなければならない。法の許す範囲内で、裁判所は、可能かつ現実的な限り、アメリカン・エコの債権者の債権届や同社の和解あるいは整理案に対する投票、認可、制裁に関する手続についての協調的ルールの設定に協力するよう努めなければならない。特にアメリカ手続とカナダ手続の適切かつ効率的な運用を容易にし、またはこれを調整するため、アメリカ裁判所とカナダ裁判所は、倒産手続に関するいかなる事項についても相互に連絡をとることができ、また双方裁判所が必要あるいは望ましいと考える場合、アメリカ手続とカナダ手続のいかなる局面に関する行動、監督、決定に関するいかなる事項についても、共同の弁論手続を開催することができる。かかる弁論に関しては、別段の命令がない限り、以下の手続を踏むものとする。
 - (a) 電話またはビデオによる接続を行ない、アメリカ裁判所とカナダ裁判所が同時に他の裁判所の手続を聞くことができるようにする。
 - (b) 合同弁論・合同申し立てに関してアメリカ裁判所またはカナダ裁判所に対し、書面による証拠資料を利用しようとする当事者は、可能な限り同じ資料を、各裁判所の手続規定、証拠規定にしたがった上、弁論や申立てに先立って提出しなければならない。(以下申立てによる管轄権の発生を防ぐ手当の記述につき省略)。

当事者による提出、申立ては、かかる当事者が出頭した裁判所についてのみなされたものとする。ただし、他の裁判所がかかる提出や申立てを特に許可した場合はこの限りでない。

- (c) 上記の申立ての弁論を聞くアメリカ裁判所の判事とカナダ裁判所の判事は、準備書面その他の書面の秩序だった提出、アメリカ裁判所とカナダ裁判所の判断の形成、及び関連する手続的、運営上あるいは前提的事項に対処するための指針を定めるために、申立てにかかる弁論に先立ち、代理人同席で、あるいは代理人の同席なしで、相互に連絡を取り合うことができる。
- (d) アメリカ裁判所の判事とカナダ裁判所の判事は、申立てにかかる弁論を聞いた後、両裁判所が軌を一に する決定をすることができるかどうか、決定の条件は何かを決め、また、その他の手続的、非実体的事項 について意見を述べるために、代理人の同席なしで、相互に連絡を取り合うことができる。

- 13.上記第12項の定めに関わらず、本プロトコルは、アメリカ裁判所とカナダ裁判所が独立の裁判所であると認識している。したがって、裁判所は、誠実に相互の協力・協調を追求するものの、各裁判所は、いかなる場合であっても、(a) 一方裁判所に提出された事項と、(b) かかる事項に関して出頭した当事者の行動に関する管轄権と権限を、独立に行使することができる。
- E.財団代表者及び専門家の起用と報酬

(14 ないし 19 は、両国の手続にしたがって選任された専門家達は、各国法にしたがって選任され、報酬を受け、選任根拠法による保護・免責を両国で与えられる趣旨の規定であり、翻訳は省略する。)

- F. 出頭及び意見陳述権
- 20.債務者、債権者その他債権者委員会、財団代表者、連邦管財官等の倒産手続の利害関係人は、次の権利、適格を有する。(a) 倒産手続の中で、アメリカ裁判所、カナダ裁判所のいずれにも、法廷所在国に居所を有する債権者その他の利害関係人と同様の出頭、意見陳述を行なうこと(ただしその法廷に出頭する当事者一般に適用される法廷の諸規則には服する)(b) 倒産手続の中で、アメリカ裁判所とカナダ裁判所の書記官に出頭通知を提出すること。ただし、出頭や申立てにより、出頭や申立てを行なった裁判所において債権者や利害関係人に対する管轄権が生じる可能性がある。しかしながら、債権者委員会がカナダ事件で出頭しても、債権者委員会の委員にカナダの裁判所の人的管轄権が生じることはない。以上に関わらず、上記 14 及び 16 項で定める方針に従い、(a) カナダ裁判所はアメリカ手続の代表者と連邦管財官に対しては、彼らがカナダ裁判所に出頭した件についてのみ管轄権を持ち、(b) アメリカ裁判所はカナダ手続の代表者に対しては、彼らがアメリカ裁判所に出頭した件についてのみ管轄権を持つ。
- G.通知

(21 項翻訳省略)

- H. 倒産法及び CCAA による手続の停止効の共同承認
- 22.カナダ債務者、その取締役及び資産に対する CCAA11 節及び CCAA 命令による手続・訴訟の停止(以下「カナダ停止効」)が債務者とその財団及び関係者の利益のために倒産手続を成功裏に完遂することが重要であることに鑑み、アメリカ裁判所は、カナダ債務者、その取締役及び資産、カナダ債務者のアメリカにおける権利と保有物に対して不利益を及ぼす訴訟を防止するため、適切な範囲で(カナダで手続や訴訟の停止が認められるのと同じ範囲で)アメリカ国内へのカナダ手続の拡大と強制を認める。本項の規定を実現するため、アメリカ裁判所は、(a)カナダの手続停止及び停止からの除外を修正し、あるいは認めるあらゆる命令の解釈と適用、(b)アメリカにおけるカナダ手続停止の強制に関し、カナダ裁判所と協議をすることができる。

(23項は22項と同じ規定ぶりでアメリカ手続の停止をカナダに拡大することを定めるものであり、翻訳省略。)

- 24. 特定の手続、財産、資産、活動その他が、どこで係属し、あるいは存在している場合でも、これらに対するアメリカ手続の停止またはカナダ手続の停止の適用の有無を、債務者その他の当事者が主張する権利は、ここに規定された事項によって影響を受けたり、制限されることはない。
- I.効力の発生と修正 (25、26 項省略)
- J. プロトコルのもとでの紛争の解決手続
- 27. 本プロトコルの条項、意図または適用に関する紛争については、当事者はアメリカ裁判所、カナダ裁判所の一方または双方に対して申立てをすることができる。ある問題が一方の裁判所に対してのみ申し立てられた場合は、申立てを受けた裁判所は、(a) 他方の裁判所と協議を行なわねばならず、また(b) その単独かつ排他的裁量において、(i) 上記の協議を経た上拘束力ある決定を行なうか、(ii) 他方の裁判所に問題の一部また

は全部を移送することにより、他方裁判所の決定に委ねるか、(iii) 双方裁判所による合同弁論開催を試みることができる。以上に関わらず、各裁判所は、決定にあたり、既存の方のもとで確立された他方の裁判所の独立性、礼譲または固有の管轄権に対する関心を払うものとする。

K. 権利の保持

28. 本プロトコルの条項あるいは本プロトコルの条項のもとで行なわれる行為は、倒産法及び CCAA を含む適用ある法律のもとで認められる、債務者、財団、委員会、財団の代表者、連邦管財官または債権者の権能、権利、請求権、抗弁を害したり、影響を与えることはない。

資料 2

	国際並行倒産	外国倒産の承認	
	国际业11闰度	承認管財人なし	承認管財人あり
外国裁判所と日本裁 判所の権限の競合	全面的競合		左 記 に 加 え、日 本 裁 判 所 が 承 認 管 財 人 に 対 す る 監 督 権 限 も 有 す る 点 で も 競合
外国管財人と日本の管 財人等との一体性	破産・会社更生 な し 民事再生 あり	あり	場合による(外国管財人または その推薦者が承認管財人とな る場合 一体性あり、それ以外 なし)
外国裁判所への債権届	要(国内管財人が 債権者を代理して 行ってもよい)		要
日本裁判所への債権届	要	なし	なし
債務者からの債権回収 訴訟の管轄	事実上日本国内	外国 ・ 国内	外国 · 国内
否認の訴えの管轄	日本	外 国	外国
個別訴訟·執行等の中 止	開始後中止	裁量的に中止	裁量的に中止
配当	外国・日本の二本立 て (ホッチ・ポット ルールに よ る配当公平化)	外国手続で一本化	外国手続で一本化